

業務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

この取組方針は、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」（平成１９年７月６日付け総務省自治行政局公務部長通知）及び「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について」（平成１９年７月６日付け総務省自治行政局公務部給与能率推進室事務連絡）に基づき、本市の業務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針を策定したものです。

[１] 業務職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成２８年４月１日現在）

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本市	50.5 歳	548 人	360,000 円	502,324 円	377,814 円
清掃職員	49.7 歳	163 人	356,000 円	582,539 円	378,311 円
学校給食員	50.6 歳	130 人	359,700 円	393,967 円	371,154 円
用務員	51.8 歳	88 人	367,400 円	444,136 円	386,116 円
自動車運転手	52.1 歳	39 人	370,000 円	556,594 円	391,538 円
守衛	48.5 歳	14 人	346,300 円	591,022 円	368,829 円
その他	50.3 歳	114 人	358,300 円	527,520 円	374,879 円
熊本県	51.7 歳	301 人	336,387 円	371,025 円	351,992 円
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	- 円	329,358 円
類似団体	48.7 歳	1,201 人	318,829 円	407,233 円	376,189 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
清掃職員	廃棄物処理業従業員	45.3 歳	290,300 円	2.01
学校給食員	調理士	45.1 歳	200,400 円	1.97
用務員	用務員	55.2 歳	199,900 円	2.22
自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	53.5 歳	197,200 円	2.82
守衛	守衛	58.4 歳	197,900 円	2.99
その他	-	-	-	-

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
熊本市	-	-	-
清掃職員	8,627,768 円	3,968,100 円	2.2
学校給食員	6,368,604 円	2,681,700 円	2.4
用務員	7,036,732 円	2,732,900 円	2.6
自動車運転手	8,421,728 円	2,613,800 円	3.2
守衛	8,642,764 円	2,552,600 円	3.4
その他	7,977,940 円	- 円	-

※ 民間従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が調整し、情報提供されたデータを使用しています。(平成25～27年の3年平均)

※ 民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者(短時間労働者を除く。)をいふが、本市データの基礎となる職員は民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員(パート、アルバイト職員)はデータの基礎から除かれている点で(1)とはデータの基礎が異なります。

※ 「職務区分」と「対応する民間の類似職種」は、年齢、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

その他給与に関する事項（給料表、手当、昇給基準等）等

ア 給料表

業務職員給料表（熊本市業務職員の給与に関する規則別表第1）を適用しています。

イ 手当

業務職員等に支給している手当は、職員の家族の状況や勤務実績など個々の職員の状況に応じ、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当となっています。

ウ 昇給基準

業務職員等の昇給は、毎年1月1日に、前1年間の勤務成績に応じて、4号給を標準として昇給します。ただし、57歳を超える場合は昇給しないことを標準とします。

[2] 基本的な考え方及び今後の取り組み

業務職員等の給料水準や諸手当については、次のとおり見直しを実施してきたところです。

業務職員等の給与制度のあり方については、国や他都市、民間との均衡を考慮しながら、本市を取り巻く環境や社会情勢なども踏まえて、今後も継続して点検・見直しを行っていきます。

< これまでの主な取り組み >

退職時の特別昇給制度の廃止（H 1 7 年度）

給与構造見直しに伴い給料水準の 4 . 8 % 引き下げ（H 1 8 年度）

枠外昇給制度の廃止（H 1 8 年度）

5 5 歳昇給抑制制度（国家公務員は 5 7 歳）を導入（H 1 8 年度）

特殊勤務手当の見直し（廃止や額の引下げ）を実施（H 1 7、1 8 年度）

業務職員給料表を新設し、更に給料水準の 1 . 4 % 引き下げを実施（H 1 9 年度）

平成 2 2 年 1 月昇給期において、昇給 1 号抑制措置実施（H 2 1 年度）

平成 2 3 年 1 月及び平成 2 4 年 1 月昇給期において、それぞれ昇給 2 号抑制措置実施（H 2 2 年度）

自宅に係る住居手当段階的減額（H 2 2 ～ 2 4 年度）

業務職員給料表・初任給等を見直し、給料水準の 8 . 6 % 引き下げ等を実施（H 2 3 年度）。

給与の臨時特例減額（給与カット）（H 2 5 年度）

自宅に係る住居手当廃止（H 2 6 年度）

給与構造見直しに伴う現給保障措置の段階的廃止（H 2 7 ～ 2 9 年度）

給与制度の総合的見直しに伴い給料表水準の 2 . 0 % 引き下げ等を実施（H 2 8 年度）

[3] その他（民間委託の推進、事務・事業の見直し、職員数の推移等）

民間委託については、これまでも家庭ごみ収集業務をはじめ、学校給食調理業務、埋立処分場業務等の民間委託に、順次取り組んできました。また、事務・事業の見直しについても、P D C A（ ）のマネジメントサイクルに基づき、廃止、再編、統合、民営化等の見直しを行ってきたところです。（例：二輪車管理業務の廃止、市営バス事業の民間移譲等）

今後も、第5次行財政改革計画において、「将来にわたり持続可能な市政運営の実現」を目指し、その一環として、行政責任の確保や良質なサービスの提供を前提に、アウトソーシングにも取り組むこととしています。

なお、職員数につきましては下表のとおり削減を行ってきており、今後の市の直営事業のあり方について、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

< 職員数の推移 >

（各年4月1日時点、単位：人）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減数（H17比）
業務職員数	1,026	998	954	901	796	785	727	659	650	609	587	548	478

P D C A：Plan→Do→Check→Action の頭文字を取ったもの。計画(Plan)を実施(Do)し、評価(Check)して改善(Action)を繰り返しながら継続的に計画の改善を図っていくプロセスのことです。